

岡田 俊明・会員

揺れる税務行政

コロナ対策で

コロナ対応でかつてない対応を迫られている税務行政。今どうなっているのか、なかなか外からは見えにくい実情をのぞいてみた。

納税者への配慮は？

政府に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されたのは昨年3月26日。緊急事態宣言が発せられたのは4月7日である。国税庁は3月6日付の国税庁告示1号で、申告、申請、請求、届出その他書類の提出又は納付について、同年4月16日までの期限延長を行った。ただ、この期限到来後は「個別延長」の申請により延長可能とされ、それも申告書の余白等に所定の文言を記載するという簡易な申請方法

を可とした。これは、法人税や相続税などの申告等についても同様の取扱いとされた。

この措置は、国税通則法による延長ではあるものの、簡易な方法は極めて便宜的なものであり、実務上は大いに助けられたと思う。

コロナ第3波の下で、昨年同様に所得税等の期限延長が行われた(2月15日付国税庁告示3号)。3度目の緊急事態宣言が発せられたのは4月23日である。それに先立ち、緊急事態措置、まん延防止等重点措置が発せられていたが、問題は、期限延長が4月15日をもって終了し、個別延長は書面で行うこととされたことである。つまり、安易な延長は認めない方向で引き締めが図られたことになる。

結局のところ、3月決算5月申告を大量に抱える税理士には、延長なしの業務処理が求められたわけである。この延長措置というのは、つまるところ、税務署に相談を希望する納税者が集中しないよう(三密を避ける)に図られたものである。納税者や、税理士などの感染を回避することが目的ではなかったということになる。

税務署の内情

それでは、税務署の執務はどうなったのであろうか。政府からはリモートワークが要請されたが、KSKシステムが外部からの侵入を認めない現状では無理であるから、「在宅勤務」という名の「待機」になった。職員の勤務はシフト制となったのである。今も「仕事にならない仕事」が続いているのは、いかがなものだろうか。

税務調査は、原則中止となったが、昨年7月の人事異動後は徐々に再開されたものの、コロナ禍が続く中では件数的には少ないようである。その分、申告内容の「審理」の時間は確保でき、電話や書面での「調査」が行われている。そうすると、納税者サイドからみて、「調査なのか行政指導なのか」が曖昧となるという問題が生じている。

現在、税務署窓口での相談は完全予約制になっていて、昨年は最大3か月待ちだったものが、現在は1か月待ちの状態(東京局)という。

特例猶予は2月1日で終了し、コロナ対応措置が消えている。コロナ収束が見えない中で、税務行政はコロナ後を見据えているようだが、期限延長と納税猶予、さらには無担保無利息での緊急融資等の納税・返済が始まると、「コロナ倒産」が急増するかもしれない。今ほしいのは、納税に関しては「減免制度」ではなからうか。